

平成 30 年第 4 回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 平成 30 年 4 月 25 日 (水)

開 会 午後 6 時 30 分

閉 会 午後 7 時 25 分

2 会議場所 庄内町役場 3 階 議場

3 出席委員の席次番号及び氏名 (19 名)

1 番 齋藤 智幸

2 番 秋葉 俊一

3 番 齋藤 克行

4 番 日下部 耕平

5 番 阿部 金一郎

6 番 佐藤 恒子

7 番 高橋 聡

8 番 齋藤 敦

9 番 太田 政士

10 番 長南 統

11 番 高橋 義夫

12 番 小林 ひろみ

13 番 佐藤 優人

14 番 半澤 重幸

15 番 佐藤 一

16 番 五十嵐 晃

17 番 和島 孝輝

18 番 佐藤 繁

19 番 若松 忠則

4 欠席委員の席次番号及び氏名 (0 名)

5 議長の委員席次番号及び氏名

19 番 若松 忠則 (会 長)

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 高橋 慎一

主査兼農地農政係長 佐藤 良子

主任 佐藤 一視

農業経営改善相談員 高橋 茂規

農林課農林水産係主事 高橋 正和

7 会議に付した議案

報告第 7号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について	(15 件)
報告第 8号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について	(9 件)
議案第 17号	庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について	(3 件)
議案第 18号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(5 件)
議案第 19号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(2 件)
議案第 20号	庄内町農用地利用集積計画について (一般事業)	(69 件)

◎開 会 (午後 6 時 30 分)	
◎諸報告	
議長	これより平成 30 年第 4 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 事務局長から諸般の報告をいたさせます。
事務局長	本日の委員の状況について報告します。本日は、全員出席です。 次に、本日配布の資料につきましては、「農地法第 5 条の規定による許可申請書に係る土地利用計画図等」、「平成 30 年度農業者年金加入推進活動計画」、「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」、「農業委員費用弁償明細書 (第 3 期分)」、「庄内町農業委員会委員協議会内規」、「平成 29 年度庄内町の統計」、「農地中間管理事業パンフレット」、「庄内町観光協会通常総会のご案内」、「農協広報 (4 月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」です。 それでは、平成 30 年第 3 回総会以後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (平成 30 年第 3 回総会以後の行事経過について、配布資料に基づいて説明) 続いて、平成 30 年第 4 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (平成 30 年第 4 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)
議長	諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。 無いようでございますので諸般の報告を終わります。 ただ今の出席委員は 19 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。7 番 高橋 聡委員、8 番 齋藤 敦委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。なお、書記には、事務局長を指名します。
◎報告 報告第 7 号の上程、説明、質疑	
議長	報告第 7 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、

	を上程いたします。事務局長より報告をお願いします。
事務局長	(報告第7号の資料に基づき、標題を朗読) 詳細につきましては佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第7号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第7号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を終わります。
◎報告	報告第8号の上程、説明、質疑
議長	報告第8号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告をお願いします。
事務局長	(報告第8号の資料に基づき、標題を朗読) 詳細につきましては佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第8号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第8号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を終わります。
◎議事	議案第17号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第17号、庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第17号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては農林課農林水産係の高橋主事よりご説明申し上げます。
議長	農林課農林水産係高橋主事。
農林課農林水産係高橋主事	(議案第17号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、1番 齋藤 智幸委員より、現地調査報告をお願いします。
1番 齋藤	1番 齋藤です。 庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についての現地調査報告をおこないます。 庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についての案件ですが、4月24日に2番 秋葉 俊一委員と事務局の佐藤主任と私の3人で、現地調査を実施しました。 No.1の農地につきましては、優良農地として認められ、No.2およびNo.3の農地については、圃場整備事業を機に更なる生産性の向上等を目指すものであっていずれも農地として、適正に管理されており問題ないと判断して来ましたのでご報告申し上げます。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 5番 阿部 金一郎委員。
5番 阿部	5番 阿部です。 説明の中に申請の時期と所有者の時期にズレがありますので、というお話がありましたけれども、この整備計画の方というのは、私が農業委員をやってから初めて出てきた内容でございまして、1年間に1回こういうような変更計画の意見決定をすると推察させていただくのですが、申請に関してはどういった流れになっているのでしょうか。
議長	高橋主事。
農林課農林水産係高橋主事	この案件につきましては、必ずしも1年に1回ということではありません。整備計画の重要な変更については、変更申請を開始してから最終的に決定するまでに5～6ヶ月の期間を要します。ですので、1年間に多くて2回、案件としてあげることが出来るのですけれども、1年間に農用区域から除外したいであるとか、用途変更をおこないたい、もしくは編入したいなどの申請があがってくることがありますが、それぞれ要件がございまして除外であれば、五つの要件をクリアしないとその農用区域から除外出来ないというのがございます。昨年度から現時点までも何件かご相談いただいているものもございまして、要件を満たさないためにこれまで案件としてあげていなかったという経緯がございまして。以上です。
議長	5番 阿部委員。
5番 阿部	今は除外に関する説明内容でしたが、今回は編入に関する申請ですので、この案件についてはいつ頃申請があがったものなのでしょうか。
議長	高橋主事。
農林課農林水産係高橋主事	No.1につきましては、平成29年の6月にご相談がありまして、編入の申出書の提出をいただきました。 No.2の案件につきましては、平成28年10月13日に申請の申し出がございました。 No.3の案件につきましては、平成29年11月27日に申請の申し出がございました。以上です。
議長	5番 阿部委員。
5番 阿部	わかりました。 それで、No.1の案件ですけれども、今回■■■さんからの編入申請ということで「事業に使用しないことから再度、農振農用地へ編入していただきたい」という内容の事だけで把握して良いのですか。現地調査していますけれども、■■■字■■■-1 田 3,483㎡というのは、畦畔があったか無いかは分からないですけれども、結構、傾斜が付いていまして今すぐ田にしてくださいということであれば非常に難しいような圃場だということを認識しているものですから、この先に何かしらストーリーがあるのかなと思いこういった質問をさせていただきました。「■■■株式会社さんが事業に使用しないこととなったため」という申請によって■■■字■■■-1の南側に面する二筆の農地に関

	<p>して、2年前でしたかパトロールで回ったこともありましたが、本件とは関係ないのかも知れないのですが、もし回答いただけるのであれば、大変ありがたいと思います。</p> <p>もう一つですが、基盤整備関係に関してこういった形で出たのを私は初めて見たのですが、申請地に隣接するところは全て、既に農業振興地域の農用区域内にあるところで、その続き地のため今回編入申請したいという内容でよろしいですか。そこについても聞かせていただきたいと思います。</p>
議長	高橋主事。
農林課農林水産係高橋主事	<p>No.1の案件につきましては、■■■株式会社さんの件で除外されている農地もございますけれども、周辺の農地につきましては、基本的に農振農用地になっております。</p> <p>続きまして、No.2の圃場事業8筆につきましても一部雑種地などもございますが、周辺は農振農用地になっており、ここだけ飛び地で農振除外されているということではございません。</p> <p>No.3の案件につきましては、議案にあります字限図をご覧くださいと思いますが、■■字■■■■-1の申請地を含めて西側については、農振の白地となっております、農振農用地ではない土地となっております、■■字■■■■-1より北と東側の農地につきましては、農振農用地に含まれております。以上です。</p>
議長	5番 阿部委員。
5番 阿部	<p>はい、わかりました。</p> <p>それと、■■■株式会社さんの件ですが、事務局の方でお答えいただければ、有り難いのですが、本件に関係がないということであれば後ほどご答弁いただきたいと思います。</p>
議長	<p>阿部委員に確認します。</p> <p>「本件には関係がないということ」とありましたけれども、本件に関係のない質問であれば、残念ながら、答弁することは出来ないかと思いますが、そういうことでよろしいですか。</p>
議長	5番 阿部委員。
5番 阿部	<p>本件に関係がないとご判断するのであれば、そう判断していただいても良いのですが、今回No.1の摘要の中に、「■■■株式会社の申請により農振除外されたが、その後の計画変更により当該地を事業に使用しないこととなったため、以降も～」の「使用しないこととなったため」とあります。そのことによって、農振除外されたところの工事進捗状況報告が提出されていないということで、農地パトロールで回ったわけですが、今回この農地に関しては、もう事業をしないということで編入していただきたいとあったわけですから、農地パトロールした場所、■■字■■■■-1の南側に関してどのようにするのかということをお聞きさせていただきたいと思います。</p>
議長	高橋事務局長。
事務局長	<p>私の方からお答えいたします。</p> <p>ただ今、阿部委員が申し上げたのは、平成■年の■月に立川町時代に転用</p>

	<p>許可を出した■■■字■■■■■-1、■-2、■-1の5,266㎡のことを言っているのかと思います。工事の計画としましては、肥料工場の倉庫とか米ぬか処理工場、それから事務室等を建設する予定でしたけれども現在の状況としては、整地のみに終わっているということで、こちらの方でもその後の計画についていろいろと確認をしていますけれども、経営環境の悪化で今後の見通しが不透明であり、現時点では事業を進めることが出来ないという話を聞いています。毎年2回程、工事進捗状況報告をいただいております。その際には今後の利用計画の変更なり許可の取り消しなど相談をさせていただいておりますが、現時点ではまだ確定はしていないという状況でございます。今後も早期解決に向けて事業者への指導は続けていきたいと考えております。</p>
議長	5番 阿部委員。
5番 阿部	はい、わかりました。ありがとうございます。
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>無いようであれば、採決したいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございまして。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>No.1からNo.3までそれぞれ採決いたします。</p> <p>議案第17号、庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、No.1の農地の農用地域への編入に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成により、農用地域への編入は適当とすることに決定しました。</p> <p>次に、No.2の農地の農用地域への編入に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成により、農用地域への編入は適当とすることに決定しました。</p> <p>次に、No.3の農地の農用地域への編入に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成により、農用地域への編入は適当とすることに決定しました。</p> <p>高橋主事どうもありがとうございました。</p> <p>高橋主事退席のため暫時休憩いたします。</p>
(暫時休憩)	
◎議事	議案第18号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>再開します。</p> <p>議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第18号の資料に基づき、内容を朗読)</p> <p>詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	(議案第18号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので、2番 秋葉 俊一委員よ</p>

	り、現地調査報告をお願いします。
2番 秋葉	<p>2番 秋葉です。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>農地法第3条の規定による、所有権移転、使用貸借権および賃貸借権設定の案件であります、4月24日に1番 齋藤 智幸委員と事務局の佐藤主任と私の3人で、現地調査を実施しました。</p> <p>現地調査の結果、いずれの農地も適正に管理されており、許可基準を満たしているものと認められますが、委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無いようであれば、採決したいかがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成により、許可相当とすることに決定しました。</p>
◎議事	議案第19号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>議案第19号に係る現況写真を配布しますので、暫時休憩いたします。</p>
	(暫時休憩)
議長	<p>再開いたします。</p> <p>事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第19号の資料に基づき、内容を説明)</p> <p>なお、詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	(議案第19号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので、2番 秋葉 俊一委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
2番 秋葉	<p>2番 秋葉です。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による、所有権移転の案件であります、4月24日に1番 齋藤 智幸委員と事務局の佐藤主任と私の3人で、現地調査を実施しました。</p> <p>1番の案件につきましては、■■集落の住宅街に位置する農地で北側は、町道に面し東側および西側は、住宅に面しております。住宅の新築という転用内容で隣接する農地もないことから、転用に関して問題はないと判断しま</p>

	<p>した。</p> <p>2番の案件につきましては、株式会社■■■■の裏側に位置する農地であり、北側および西側は農道に面し、南側には太陽光パネルが設置され東側は畑に面しております。車両保管場所という転用内容から隣接する農地に対する日照および通風、農道等営農条件に悪影響を与えないと思われることから転用に関して問題はないと判断してきましたので、報告いたします。</p> <p>ご審議の程よろしく願います。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>5番 阿部 金一郎委員。</p>
5番 阿部	<p>5番 阿部です。</p> <p>2番の案件ですが、内容というわけではないのですが、畑の方にこの会社が車両を保管した場合に、ここは■■■■株式会社の車両保管場所であるということでの看板を建てるとか、そういった話まではしていないわけですよ。なぜ、そういうことを言うかと申しますと、周りの人が畑ということを認識しているのに急遽、車両が置かれるということであれば、畑に車両がおかれている行為は良いのだと思う人がいると思います。実際、畑の方に車両を倉庫代わりにして置いているところが何件もあるわけです。そうすると、畑の方の車両が古くなって朽ちたりすると同時に、所有者が亡くなってしまって、畑を使う時に朽ちた車両を撤去する時に、今もかなり苦労しているのでそういった状況になりかねないと思います。もし、可能であればそこに、車両保管場所だと分かる看板を建てるなどのことを申し添え出来ればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	<p>はい、ただ今の件でございますが、貴重な意見でもありますので申請者の代理人に話させていただきたいと思います。また、車両保管場所というような転用内容でございますが、先程、事務局長からも会社の事業内容について説明いただきましたように、新・中古車等の販売という内容もございます。走る車を持ってきて1か月に3回くらい回転させるということですので、実態としては一時的な駐車場としての利用に近いですし、オイル漏れなど環境への心配も無いということでもございました。また、入り口を移動する時は、鉄板を敷くなど、今後気付いたところの部分については色々に対応策を練っていくというような姿勢も感じられました。</p>
議長	5番 阿部委員。
5番 阿部	はい、わかりました。
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>無いようであれば、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございませぬ。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p>

	<p>(挙手全員) 全員賛成により、許可相当とすることに決定しました。</p>
◎議事	議案第 20 号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第 20 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）につきましては、議事参与の制限に該当する委員がおります。12 番 小林 ひろみ委員は退席をお願いします。 委員退席のため、暫時休憩します。</p>
	(暫時休憩) (小林 ひろみ委員退席)
議長	<p>再開します。 議案第 20 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）を議題といたします。 はじめに、番号 6 から 8 までを審議します。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第 20 号の資料に基づき、内容を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査がご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(議案第 20 号の資料に基づき、番号 6 から 8 までの内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無ければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第 20 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）番号 6 から 8 までについて、原案に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 全員賛成により、原案のとおり決定いたします。 委員着席のため、暫時休憩します。</p>
	(暫時休憩) (小林 ひろみ委員着席)
議長	<p>再開します。 議案第 20 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）、番号 1 から 5 まで、9 から 69 までを審議します。 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。 佐藤主査。</p>
佐藤主査	<p>説明の前に議案の内容について訂正をお願いします。 番号 11 の■■■■さんの欄ですが、10 a あたりの賃貸借料の金額と耕作面積が抜けておりました。10 a 当たりの賃借料は■■, 000 円、耕作面積は 965 a です。加筆をお願いし、訂正をさせていただきたいと思います。 (議案第 20 号の資料に基づき、番号 1 から 5 まで、9 から 69 までの内容を説明)</p>
議長	<p>内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。ほかにございませんか。</p>

	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 20 号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)番号 1 から 5 まで、9 から 69 までについて、原案に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成により、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	これをもちまして、平成 30 年第 4 回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉 会	(午後 7 時 25 分)

平成 年 月 日

上記は、平成 30 年第 4 回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第 4 回庄内町農業委員会総会

議長 (席次番号及び氏名)

19 番

議事録署名委員 (席次番号及び氏名)

7 番

8 番

書記